

広島県教育委員会訓令第一号

本 庁
地 方 機 関
学校その他の教育機関

教育長専決事項に関する規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成二十八年三月二十四日

広島県教育委員会

教育長 下 崎 邦 明

教育長専決事項に関する規程の一部を改正する訓令

教育長専決事項に関する規程（昭和五十三年広島県教育委員会訓令第二号）の一部を次のように改正する。

第一条第一項第四号中「行政不服審査法（昭和三十七年法律第百六十号）」を「行政不服審査法（平成二十六年法律第六十八号）」に改め、「又は決定」を削る。

附 則

この教育委員会訓令は、平成二十八年四月一日から施行する。